平成２９年（フ）第３９号
香川県観音寺市本大町1673番地５　本大ハイツ１号地103号室
債務者　臼杵　良雄
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２０３８号
前住所　福岡市東区三苫５丁目４番11―201号
債務者　末永　京子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８０号
福岡県大牟田市大字白銀590番地
債務者　奈須未来人
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第４９号
大分県日田市大字渡里34番地１　レオパレスアステール104号
債務者　川井　典生
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１３３号
富山市常盤台27番45号
債務者　安田　謙一
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９８号
徳島県徳島市川内町加賀須野864番地の１　サンステージ川内Ｂ201号
債務者　松田　　渉
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９６０号
神戸市須磨区東町２丁目２番18号
債務者　七條　祐介
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７５号
福岡県直方市大字頓野2307番地８　県住28―206号
債務者　立田　若那
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３８９号
大分県別府市大字鶴見4548番地の243
債務者　藤内　睦美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２号
沖縄県名護市字宮里447番地20　丸平アパート305号
債務者　玉城　悦子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第１３９号
北海道小樽市奥沢１丁目23番４号、前住所北海道小樽市奥沢３丁目13番９号
債務者　白幡美代子（旧姓平沼）
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１６３号
北海道苫小牧市音羽町２丁目11番８号ポールスター101号
債務者　菅原みどり
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０２号
群馬県みどり市大間々町大間々1942番地31
債務者　渋澤　拓真
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１０６号
群馬県桐生市新里町新川3612番地２
債務者　堤　　和夫
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１１２号
群馬県桐生市新里町新川3456番地30
債務者　大阿久庸子
1　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第７３号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1408番地　カーサ・グラシア207号室
債務者　魚谷真由美
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第１９９５号
名古屋市北区西味鋺４丁目530番地　西あじま荘１棟612号
債務者　徳留　次弘
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部